

# 三重県CALS電子納品運用マニュアルの令和8年7月1日改訂(案)について

## 1 改訂理由

三重県CALS電子納品運用マニュアル(以下、「マニュアル」という。)においては準拠する要領・基準を定めていますが、現在準拠している国土交通省の要領・基準等が経年により改訂されていることに伴い、マニュアルの内容を改訂します。

## 2 適用年月日

令和8年7月1日以降の起案に係るものから適用します。

## 3 主な改訂内容

<b>1) 準拠する要領・基準等の対象年版の変更</b>	マニュアルP3	3)準拠する基準等 表2 【国土交通省(港湾局)】
現在準拠している要領・基準等については経年により、改定されていることから、準拠すべき要領・基準等の年版を適切なものに変更します。		

<b>2) BIM/CIMに係る電子成果品のファイル形式の記載</b>	マニュアルP27	4)BIM/CIMデータについて 【共通】
BIM/CIMに係る電子成果品について、作成するモデルごとに納品するファイル形式が異なり、納品すべきファイル形式が不明瞭であったため、国要領(工事完成図書)の電子納品等要領 同解説(国土交通省))に記載のある「BIM/CIMの電子成果品のファイル形式」の説明内容を追記します。		